

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><b><u>．監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></b></p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢</p> <p>金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の<u>勧誘実態</u>の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>( 1 ) 主な着眼点</p> <p>① 営業員の<u>勧誘実態</u>の把握及びその適正化</p> <p>イ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ. 内部管理部門においては、<u>勧誘実態</u>の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>( 2 ) (略)</p> <p><b><u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></b></p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p>	<p><b><u>．監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></b></p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢</p> <p>金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の<u>勧誘実態等</u>の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>( 1 ) 主な着眼点</p> <p>① 営業員の<u>勧誘実態等</u>の把握及びその適正化</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. <u>特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人や地方公共団体等が含まれていることに鑑み、金商法第 40 条の5第1項及び第2項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。</u></p> <p>ハ. 内部管理部門においては、<u>上記イ及びロの勧誘実態等</u>の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>( 2 ) (略)</p> <p><b><u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></b></p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a．～c．（略）</p> <p>（新設）</p> <p>d．（略）</p> <p>□．～ニ．（略）</p> <p>・（略）</p> <p><b>．監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</b></p>	<p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>（略）</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a．～c．（略）</p> <p><u>d．当該業務において特定投資家向け有価証券を取扱う場合は、金商法第40条の4において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第17条第5号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</u></p> <p>e．（略）</p> <p>□．～ニ．（略）</p> <p>・（略）</p> <p><b>．監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</b></p>
<p>- 3 諸手続（投資運用業）</p> <p>- 3 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p>	<p>- 3 諸手続（投資運用業）</p> <p>- 3 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書の記載内容            投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則(以下「投信財産計算規則」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>～ (略)</p> <p>デリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)については、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が表示されていても差し支えない。)</p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものに係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額</u></p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示され</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書の記載内容            投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則(以下「投信財産計算規則」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>～ (略)</p> <p>デリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)については、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額が表示されていても差し支えない。)</u></p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものについては、当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>ていること。</u>  <u>～ (略)</u>  <u>投信法施行令第3条第8号に掲げる資産及び特定資産以外の資産につ</u>  <u>つき、種類ごとに、当期末現在における運用資産の主な内容</u>  <u>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中にお</u>  <u>ける運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示され</u>  <u>ていること。</u>  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>～ (略)</u>  (新設)</p>	<p><u>～ (略)</u>  <u>投信法施行令第3条第8号に規定する匿名組合出資持分につき、種</u>  <u>類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</u>  <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中</u>  <u>における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示</u>  <u>されていること。</u>  <u>投信法施行令第3条第9号に規定する商品につき、種類ごとに、前</u>  <u>期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額</u>  <u>並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額</u>  <u>イ.通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場</u>  <u>合は、国別に表示されていること。)</u>  <u>ロ.当該計算期間中における商品の売買総額は、それぞれ売付け及び</u>  <u>買付けに区分して表示されていること。</u>  <u>ハ.当該計算期間中における商品の売買比率及び受益権一口当たりの</u>  <u>売買委託手数料が表示されていること。</u>  <u>商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約</u>  <u>残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取</u>  <u>引金額</u>  <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中</u>  <u>における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示</u>  <u>されていること。</u>  <u>特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該</u>  <u>資産の主な内容</u>  <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中</u>  <u>における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示</u>  <u>されていること。</u>  <u>～㉓ (略)</u>  <u>㉓ 投資信託委託会社等が商品取引受託業務を行っている場合にあつて</u>  <u>は、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等</u>  <u>との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委</u>  <u>託手数料の総額</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>- 3 - 2 - 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領  投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第 63 条第 1 項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) ~ (9) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>取引状況は、商品及び商品投資等取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>- 3 - 2 - 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領  投信法第 59 条において準用する投信法第 14 条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第 63 条第 1 項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類</u>  <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況がデリバティブ取引の種類ごとに区分して表示されていること。</u></p> <p><u>(7) ~ (10) (略)</u></p> <p><u>(11) 投資の対象とする商品の主な種類</u>  <u>当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位 30 種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。</u></p> <p><u>(12) 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類</u>  <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が商品投資等取引の種類ごとに区分して表示されていること。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>(10)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)